

成年後見関係事件申立必要書類

成年後見関係事件の申立てには以下の書類が必要となります。必要書類に不足・不備がありますと、補充・補正のために来庁していただく場合がありますので、提出前によく確認してください。また、ご事情等をお伺いする日時には、本人の財産についての資料の原本(預貯金通帳・証書等)をお持ちください。

1 申立書類

本人情報シートのコピー	本人情報シートは、ご本人を日頃から支援している福祉関係者に記入してもらってください。詳しくは「診断書をご準備ください」をご確認ください。
診断書、鑑定連絡票	診断書及び鑑定連絡票は、主治医に記入してもらってください。なお、診断書作成日が、申立受付日から 3か月以内 になるように注意してください。
申立書(後見・保佐・補助)	
申立事情説明書、親族関係図、親族の意見書、財産目録、相続財産目録、収支予定表	財産目録、相続財産目録、収支予定表については、別紙記入例にしたがって記入してください。(未分割の相続財産がない場合は相続財産目録は不要です。)親族の意見書は、可能な限り本人の相続人となるべき立場の方全員に書いてもらってください。必要な枚数をコピーしてご利用ください。
後見人等候補者事情説明書	親族関係図には、本人の相続人となるべき方、申立人、候補者を記載してください。

2 添付書類

本人の	戸籍謄本	「登記されていないことの証明書」は、最寄りの法務局の本局でお取り寄せください。なお、本人の配偶者又は四親等内の親族が証明書の交付請求する場合は、本人との関係を証明する戸籍謄(抄)本や住民票等が必要となりますから、事前に必ず法務局にお尋ねください。 「登記されていないことの証明申請書」に記載された証明事項については、「成年後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がない」にチェックしてください。
	住民票又は戸籍の附票	
	登記されていないことの証明書	
候補者の	住民票又は戸籍の附票 ※法人の場合には、当該法人の商業登記簿謄本(登記事項証明書)	住民票は本籍の記載のあるものが必要です。

※戸籍謄本、住民票、戸籍の附票、登記されていないことの証明書は申立時より**3か月以内**のものでお願いします。

本人の健康状態に関する資料(介護保険被保険者証、療育手帳等のコピー)

本人の財産についての資料(裁判所にお越しいただく際、証拠書面の原本(預貯金通帳・証書等)をご持参下さい。)

(不動産)	不動産(土地・建物)の全部事項証明書(登記簿謄本)	法務局でお取り寄せください。
	上記不動産の固定資産税評価証明書又は物件及び不動産評価額の記載のある固定資産税納税通知書のコピー ※本人と同居していない等の理由により、取得ができない場合は提出不要です。	市町村役場税務課でお取り寄せください。
(預金)	預貯金の通帳・証書のコピー(過去1年分のコピー)	コピーについては、別紙「コピーの取り方」を参考にしてください。以下同じ。
(有価証券)	有価証券(株式、出資金、社債、債券、投資信託等)の証書・保護預り書のコピー、又は証券会社・銀行等発行の取引残高証明(報告)書のコピー	有価証券については、表・裏全部をコピーしてください。
(保険)	各種保険契約の保険証券のコピー	保険証券の表・裏全部をコピーしてください。
(負債)	本人が債務者・連帯債務者・保証人・連帯保証人となっている負債について、その具体的な内容を示す資料のコピー	例えば、金銭消費貸借契約書、住宅ローン契約書・保証書・返済計画一覧表などのコピー
(相続財産)	本人が相続人となる遺産分割が未了の場合、相続財産についての資料 (上記の「(不動産)」、「(預金)」、「(有価証券)」、「(保険)」、「(負債)」欄と同じものが必要です。)	

本人の収支についての資料

(収入)	年金・手当額通知書、賃貸契約書、確定申告書、給与明細書、配当金支払明細書等のコピー	本人の収入を示す資料のコピーをご提出ください。
(支出)	医療費や施設費の領収書、税金・社会保険の通知書(納付指示書)、請求書等のコピー	本人に関する支出を示す資料のコピーをご提出ください。

従前から、金銭出納帳又は家計簿等をつけている場合には、金銭出納帳、家計簿等のコピーも提出してください。

3 費用

申立用(貼用)収入印紙	後見開始 800円 保佐・補助開始 800円 × (1~3)組	保佐・補助開始の申立ての際、同意権付与・代理権付与の申立てを同時に行う場合には、各付与の申立てにつき800円追加 (例)補助開始、同意権付与、代理権付与の申立ての場合、2400円
登記用(予納)収入印紙	2600円	審判確定後の登記嘱託費用となりますので、申立書に貼らないでください。
郵便切手	500円 × 2枚 350円 × 2枚 100円 × 6枚 84円 × 10枚 10円 × 20枚	審理中の、通信費用となります(不足の場合、追加をお願いすることがあります。) ※保佐・補助開始の場合は、500円 × 2枚(計1,000円分)を追加
現金	5万円~7万円程度	後見・保佐開始の審判をするうえで必要となる鑑定手続費用の一部となります。鑑定金額は、事案により、更に高額(又は低額)になる場合があります。あらかじめ、ご了承ください。

4 その他

印鑑 (認印で可。申立書に押印したものを持参してください。)